

告示

埼玉県告示第百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターセキチュー上尾店

埼玉県上尾市須ヶ谷一丁目二百四十番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 新設の大型車両搬入口について（市道三〇七九四側に設置予定）

市道三〇七九四側からではなく従来どおり三〇七九三側から搬入をお願い致します。市道三〇七九三からなら、搬入口の位置は問いません。（カーブで見通しが悪いせいか、変更前の図面上の市道三〇七九四に接した業務車両出入口は、長年旋錠し使用してません。セキチューの開店直後より、ゴミ収集車も搬入車も市道三〇七九三から荷さばき場に直行しています。）

店舗数が増え、新設の「大型車両搬入口」（騒音予測地点D）に一日約五十台トラックが通行予定です。（出、入で計百回通行）トラックからの地響きのような騒音、排気ガス等環境の悪化を懸念しています。

市道三〇七九四は通行量が多く、右折入出庫の際トラックが滞留します。新設の「大型車両搬入口」からの専用通路が急勾配のスロープとなり、走行音がより大きくなります。また傾斜地で水が貯まる場所のため、側溝が必須ですが、格子状の金属製の側溝蓋が車両通行のたびに跳ね上がり、金属音が響きます。

市道三〇七九三（認定幅員五・八〇五・八六メートル）は小学生の通学路ではなく、認定幅員とは別に水路を蓋がけた歩道もあります。駐車場計画を道路に接するかたちで私道として継ぎ足し、道幅を広げ安全にトラックが通行可能なようにする等、具体的には分かりかねますが、何らかの手段で従来どおり三〇七九三側から搬入することを検討していただきたいです。

(2) 市道三〇七九四側の住宅地前のスペースについて（高さ二メートル程の土盛りをし、側面はコンクリート擁壁にし、駐車場の端は芝生の駐車スペースにする予定と伺いました。）

騒音源からの距離を確保できるよう市道三〇七九四側の住宅地前のスペースを芝生の駐車場ではなく、通常の緑地にしていただきたいです。

来客の自動車から発生する様々な音、(騒音予測の計算対象外ですがショッティングカートの金属音等)を懸念しています。舗装が経年劣化すれば自動車のタイヤの擦過音等は、更に悪化します。

(3) 駐車場三について

出入り口や駐車場内の車両が通行する場所に側溝、マンホール等がある場合、蓋が跳ね上がらないよう衝撃音を抑止する対策をお願い致します。また、なるべく路面にデコボコや段差がないようにお願い致します。

(4) 浄化槽について

浄化槽から音、振動はでませんか。(家庭用浄化槽ですと、エアープンプが二十四時間稼働します。)どのような設備なのか分かりかねますが、ご確認、配慮をお願い致します。

(5) 交通安全について

市道三〇七九四に面して、背の高いコンクリート擁壁が続きます。見通しが悪い場所の為、交通事故の発生を懸念しております。

(6) 大型店舗の周辺への影響は大きく、長期的に継続します。小規模ですが住宅地のある市道三〇七九四側に騒音等が軽減するよう配慮していただきますよう何卒お願い致します。

二 縦覧期間

令和六年二月九日から令和六年三月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター